
保険概念を構成する上での不可欠な条件について

香川大学経済学部 安井敏晃

はじめに

わが国においては、長年保険概念を巡り多くの論争が展開され、様々な学説が示されてきた。その後この概念を巡る研究は下火になっていたものの、近年、再び関心をもたれるようになってきている。この動きは後述するように、特に様々な規制の側面から注目されているのであるが、本稿では別の側面、保険に加入する一般の消費者に対する教育という側面から、この保険概念の問題を取り上げてみたい。周知のように、保険については「掛け捨て」という表現が流布しているが、このような誤解を防ぐためにも、消費者が保険を理解するために知っておくべき保険概念の不可欠な条件を検討してみたい。

1. 検討の必要性

前述のように保険概念については非常に活発に研究され、様々な学説が展開されてきた。その中から代表的な定義を幾つか示しておこう。例えば保険技術説は、近藤文二教授によれば、「保険とは、危険にさらされている多数の場合を集めて全体としての収支が均等するように共通の準備金を形成し、そのことによって危険の分散をはかる技術¹⁾」である。経済生活確保説は、小島昌太郎教授によると、「保険とは、経済生活を安固ならしむるがために、多数の経済主体が団結して、大数法の原則に従ひ、経済的に共通準備財産を作成する仕組み」である²⁾。経済準備説は印南教授によると、「保険事業とは、一定の偶然事実に対する経済準備を設定する目的に対し、多数経済体を集め、確率計算に基づく公平な分担を課することにより、最も安価な手段を提供する経済施設である³⁾」とする。このような多くの学説のなかでも、現在でも紹介されることの多いマーネスの唱えた経済必要充足説は以下の通りである。「保険とは、多数の同様な危険にさらされた経済体による、偶然な、しかし評価可能な金銭的入用の相互的充足である⁴⁾」。

さて、このように様々な学説を巡り、活発な議論が展開されてきた。もちろん保険学としてその研究領域を確定するためには、対象となる概念を明確に定義することに意味がないわけではない。しかしながら、この保険の定義を巡る論争については、この論争自体に対して強い批判がなされた。水島教授は各自がそれぞれの自説を展開する状況から「期待

¹⁾ 近藤[1963],p.68.

²⁾ 小島[1943],p.26.

³⁾ 印南[1967],p.1.

⁴⁾ 木村[1993],p.6.

される実りは、保険論研究のもつ現代的課題にとって決して大きいものとは思われない⁵と指摘している。確かに、保険を定義することにかかる労力は極めて大きい。現在の保険には極めて多くの種類があり、また新たな保険も次々と誕生してきている。それら全ての保険を網羅したうえで明確に定義することは非常に困難なことである。この保険を巡る論争は、わが国においてはその後勢いを失うこととなった。

2.現在における検討の必要性

ところが、近年この保険の概念について、再び強い関心をもたれるようになってきている。この背景としては、多くの論者が指摘しているように、金融技術の発達が新しいリスク手段を創り出したことを挙げることができる⁶。保険はリスク・マネジメントの手段としてみた場合には、リスク転嫁のひとつとしてリスク・ファイナンスのなかに位置づけられている⁷。しかしながら、同じくリスク転嫁の機能を果たす手法として、保険以外の手段が開発されてきたのである。具体的には保険デリバティブやCATボンドなどのART (Alternative Risk Transfer) と呼ばれる一連のリスク処理手段がそれである。これらの処理手段と保険との違いはもちろん学術的な観点からも関心をもたれるものであるが、実務上の観点からも重要視される。保険契約であれば当然のことながら保険法が適用されることになるから、保険であるのか否かによって、その契約に適用される法律が異なることになる。このように保険の定義を検討することは、単に学術的な関心により必要とされるだけでなく、実務においても意義があることである⁸。

しかしながら、この保険の定義自体は旧商法になかった。また新たに制定された保険法においても規定されていない。いずれも「保険契約」の定義はあるものの、この規定を充足するだけでは保険契約として不十分であると考えられている。つまり法に規定された定義に加え「解釈論により確定される実質的な保険としての定義を充足するもののみが保険契約である」ことが理解されているのである⁹。そのため、保険とは何かを明らかにするために保険概念を検討する必要があるが、前述のように近年ふたたびわが国において保険概念を巡る検討が多くの論者によりすすめられているのである。

さて、前述の保険概念をめぐる研究や、最近の教科書においては、保険の詳細な定義を呈示するのではなく、保険として成立するための条件を提示するものが多い。例えば、吉澤先生は、新しい金融商品と保険を区別するために詳細な議論を展開しており、保険とし

⁵ 水島[2006],p.1.

⁶ 吉澤[2006],p.1.他にも古瀬[2006], pp.1-2.,岡田[1995],pp.113-115.,今井[2000],pp.24-29.などがある。

⁷ そもそも保険をリスク転嫁とみなす危険転嫁説がリスク・マネジメントの源泉となったことを考えると当然であるともいえる。大林[1979].

⁸ この他にも税務上・会計上の取り扱いでも、保険にあたるのかそれ以外の金融「商品」にあたるのかという区別は重要である。吉澤[2006],p.1

⁹ 山下[2009],p.3.

て成立するための「要件」をリスクの観点からリスク移転，リスク集積，リスク分散の 3 つに整理して検討している。そして，企業リスクの証券化はリスク転嫁という要件を満たしていても，リスク集積やリスク分散という要件を満たさないことから保険ではないと説明している¹⁰。もっとも，このように要件を 3 つに整理する見解が一般的というわけではなく，リスク集積とリスク分散とを分けずにリスク分散（risk sharing）とリスク転嫁（risk transfer）とに捉える見解¹¹もある。他にもたとえば，岡田准教授は保険の定義として，リスクの移転または負担とリスクの結合または分散の二つをあげる¹²。リスク集積とリスク分散は危険団体の形成とそのなかでのリスク分担を意味するものであり密接に関係していることから，本報告でもこの二つをわけず，リスク分担としてまとめて考えたい。

一方，このリスク転嫁とリスク分担の機能である。いうまでもなく，保険契約者と保険者という個別の保険契約を見る場合には，リスク転嫁と捉えられるが，その保険契約の背後には危険団体が存在し，その中でリスクが分担されている¹³。つまり保険をリスク転嫁とみるのは，あるひとつの保険契約をみたときにその契約だけに焦点をあてる場合である。しかし，そのリスク転嫁を可能とさせるのは，その契約の契約者が一員となる危険団体全体内でリスク分担があるからである。リスク転嫁とリスク分担は個々の関係を見るのか全体を見るのかの違いといえる。

3.消費者向けの教育における保険概念のポイント

さて，法律上からの必要性については前述の通りであるが，他の観点からも保険概念を改めて考える必要がある。従来はあまり検討されてこなかったが，それは教育上の観点である。もっともここで考える教育上の観点とはかつて批判された学術上の観点を意味するわけではない。仮に大学において講義を進める際に，保険概念を講ずる場合を念頭におくならば，学術上の要請と大きな違いはない。しかし，大学生だけではなく，保険を購入する一般の消費者に対して，保険概念，少なくとも保険とはどのようなものを説明する必要がある。この消費者に対する説明を検討する必要がある。保険がわが国に導入されて 100 年以上がたつ現在においてもなお，わが国における保険思想を巡る問題点が指摘されることから明らかであろう¹⁴。この問題を克服するためには，保険の理解が必要となることは言うまでもない。

その点で，現在消費者向けの金融教育に関心が高まっていることは一見，朗報とも思え

¹⁰ 吉澤[2006],pp.210-211.

¹¹ 例えば，Vaughan=Vaughan[1995],pp.15-16.

¹² 岡田太[2007],p45.

¹³ 岡田豊基教授は，この関係を簡潔に「保険にいわゆる危険の移転とは，究極的には，危険の分散であり」と説明される。岡田豊基[1995] p.160.

¹⁴ 水島[1995], pp.1-24.,田村[2006].

るが、その意味する内容が論者により異なっているため、必ずしもそうではない¹⁵。たとえば、金融教育は消費者保護を原点とすべきであると、過剰債務問題やクレジットカード破産への対応をも重視する場合がある¹⁶。あるいは、これを「貯蓄から投資へ」という動きの一貫として捉え、消費者に証券市場や市場型間接金融を積極的に利用させるようになるために必要であるとする立場もある¹⁷。前者の場合には、消費者の生活を支える保険への理解はすすむものと考えられる。しかし、現在注目を集めているのは、むしろ後者の立場であろう。この場合には、中心となるのは投資教育であり、当然のことながら保険はその周辺の地位を与えられるに留まる。もちろん投資と深い関係がある保険がある。変額保険や変額年金がそれである。しかしながら、これらは保険金受取人が受け取る保険金等が運用成果により変動してしまうという、保険の中では極めて特殊なものである。そのため、投資を主眼とする金融教育が進む場合には、かえって保険の理解が進まないおそれさえある。事実、金融広報中央委員会が発行した金融教育のパンフレット（「ビギナーズのためのファイナンス入門」[2007]）の用語解説をみると、変額保険についての解説はあるが、保険そのものについては解説どころか項目自体がない。保険については他のパンフレットを使用することが想定されているのだろうが、少なくともこのパンフレットを読んだだけの消費者が保険自体と投資商品を区別することは難しい。

そのため、誤解を生まないためにも、安易に金融教育に依存することはできず、保険教育として保険についての消費者の理解をより深める必要がある¹⁸。しかしながら、その際には、前述した専門家を対象とする、詳細かつ厳密な議論だけでは難しすぎる。まず保険の特徴を簡潔に伝える必要がある。そのためには、保険概念のなかでも不可欠な条件を最初に伝える必要があるだろう。

4.いわゆる「掛け捨て」について

それでは次に、保険の不可欠な「条件」を考えてみたい。もちろん、消費者と一口に言っても、その知的バックグラウンドは幅が広く、保険に対する知識の差もまた大きい。また保険の不可欠な条件といっても論者により力点が異なり、一致することは難しい¹⁹。しかしながら、消費者の保険に対する理解が十分でないことを示す例として、多くの論者がとりあげる表現がある。多くの論者が指摘するにも拘わらず、未だに広く用いられているということは、消費者にとりそれだけわかりにくいポイントであることを示しているといえよう。また多くの論者がくり返し指摘しているということは、それだけ見過ごせない誤解

¹⁵ 金融教育の歴史は古く、戦後に遡るとの指摘がある（片木[2002], p.125.）。もっともこれは「金銭」教育をするものであった。

¹⁶ 高月[2004], p.21

¹⁷ 川村[2004].この他にも様々な見解がある。

¹⁸ 保険教育と金融教育の違いについては、堀田[2009], p.14-15.

¹⁹ 吉澤[2006], p.5.

であり、保険の理解を深める上で重要であることをも意味していると考えることができよう。それならば、この強固な誤解をとく説明には、最低限つたえるべき保険の特徴を示す鍵が潜んでいるのではないか。まずこの誤解を解くことを考えてみたい。

そこで、この誤解の具体例を検討してみよう。いわゆる「掛け捨て」という用法である。この用法は周知のように、保険料を支払ったにも拘わらず保険金が一切支払われない場合をさしている。この事態は少数の者に生じた損害を多くの者が分担する保険の仕組みからして極めて当然のことである。それにもかかわらず、この誤った理解に基づく表現は周知のごとくいまだに広く使用されている。消費者が使用するだけでなく、保険会社の公式サイトにおいてもこの表現がみられることがある。さらには、金融教育の一環として作成されたパンフレットの中にさえこの表現がみられる。金融広報中央委員会が発行する『これであなともひとり立ち 指導書』には「最近貯蓄型でない掛け捨て型の生命保険の利用も増えている²⁰」とある。これは高校生向けに作成されたパンフレットを使用する教師あるいは保護者が参考にするための「指導書」であるから、一般向けのパンフレットよりも影響が大きい。

このように今でも広く使われている掛け捨てという表現は、保険に対する無理解を示すものであり、当然のことながら批判されてきた²¹。このような誤解の中で、保険の加入者を増大させ、より保険を普及する手段として、わが国損害保険会社は積立型の保険を開発し販売してきた。純保険料と付加保険料に加えて、積立保険料をも徴収するから、無事故の場合であっても、保険期間満了時に積立部分が支払われる。保険会社から何らかの形で支払が行われるため、「掛け捨て」感が解消される。そのため人気を集め、広く利用されてきた²²。しかしこのような「掛け捨て感」に対する対策は、保険への理解を深める本質的な対策とならない²³。

それでは、この掛け捨てと表現する保険への誤解を正すためにはどのような説明がなされるのか。一般に、保険料はリスクを保障してくれる対価、いわば「安心料」であるということから説明される²⁴。保険という「商品」は保険金を買っているのではなく、安心や保障を買っているのであるから保険料を払ってその対価はきちんと得ている。そのため、掛け捨てという表現は誤りであるとする説明である。これは前述した保険を成立させるための条件であるリスク転嫁機能からの説明といえよう。保険料を払い、「リスク転嫁」をしているのである。

しかしこれ以外にも誤解を正す説明はある。おなじく保険を成立させる条件である危険分担から、危険団体の概念を用いる方法である。保険料を支払う相手方は保険者であるが、

²⁰ 金融広報中央委員会[2008b],p.52.

²¹ 水島[2006],p.90.,田村[2006],pp.1-18.,堀田[2009],p.9.

²² 現在は低金利のため、積立型保険の販売は好調ではない。

²³ 水島[2006],pp.86-87.,田村[2006],pp.1-18.,松浦・佐野[2003],pp.36-37.

²⁴ 田村[2006],pp.1-2.,松浦・佐野[2003],pp.36-37.

この保険料は保険者のものになるわけではない。保険料は他の被保険者に支払われる保険金（厳密に言うならそれに加えてこの制度を維持する費用）にあてられるのである。保険者はそのまとめ役にすぎず、損害保険であれば、事故に遭遇した被保険者の損害を結果的に皆で分担しているのである²⁵。掛け捨てという誤解が生じるのは、保険を商品として考えるからであり、制度と捉えただ単に自らの分担部分を負担していると捉えるならば、誤解は生じにくいはずである。事故時に保険金が支払われるのは、いうまでもなく構成員全員が少しずつ保険料を払っているからである。分担しているのだから、自分に保険金が支払われなくても保険料を払うのは当然である。

さて、この二つの方法を比べてみたい。両者とも掛け捨てが誤りであることの説明として問題ない。しかしながら、本報告は消費者に理解させるという視点から、保険の不可欠な条件を探ることであった。第一のリスク転嫁からの説明は、保険契約者と保険者の関係だけを見る場合、つまり個々の保険契約をみる場合には正しいことはあきらかである。しかしながら、この説明は、個々の保険契約の意味の説明であり、当然のことながら、個々の保険商品の背後にある保険制度を説明するものではない。確かに保険は個人の保険契約者からみるとリスク転嫁であるが、保険として成立するためには、多数人の結合と其中での分担がなければならない。つまり第一の方法では掛け捨てが誤りであることの説明としては十分であるが、保険を理解するうえで必要な保険の構造自体が理解しにくい。

それに対して、リスク分担による説明では、最初から危険団体全体を考える。危険団体内におけるリスク分担とする説明である。このように、多数の者が集まり、その中でリスクが分担される、より一般的にいえば、一人一人が危険を分担していることになる。分担しているという構造を理解さえすれば掛け捨てが誤りであることを理解することは難しくない。保険を購入する全くの素人の消費者に伝えるためには、保険の構造も併せて説明できる第二の説明のほうが簡潔といえるのではないか。

5. 制度としての保険

ところで第一の説明、つまり個々の保険契約の観点からする説明（言いかえると保険料は保障の対価である、あるいは保険料を支払い安全を買うという説明）は、保険が「商品」であることを前提としたうえでの説明であるということが出来る。購入した「商品」の果たす機能は何かという説明である。この説明自体を問題にしているわけではないが、保険を商品とみなすことは、場合によっては、かえって消費者には理解しにくい場合があるのではないか。現在、金融商品という表現は認知され、広く流布しており、保険を「商品」とみなす用法は広く一般化している。例えば現在のマーケティングの分野においても、金

²⁵ この説明は、掛け捨てという誤解を正すというよりは、保険を助け合いの制度と捉える説明として展開されることが多い。もっとも保険を助け合いととらえることには批判が多い。水島[2006],p.11,田村[1990],pp205-209 等。

融商品は商品であることが当然の前提として分析が進められている²⁶。もちろん、保険会社が保険を商品とみなしたうえで、経営戦略やマーケティング戦略を検討することに問題があるわけではない。しかしながら、保険を商品とみなすことは、あくまでも一種の擬制であることを、改めて確認しておく必要があるのではないだろうか。

例えば商品を専門に扱う分野である商品学においては、金融サービスどころかサービス自体を商品とは考えない見解があった²⁷。「商品学では有形の経済財だけに限定し、サービスは除外する」²⁸。また、「商品学で対象とする商品は、交換価値が主として実質にある実質的商品およびサービス（用役）に限られる」としてサービスを商品に含めながらも、「有価証券などのように交換価値をもち、商取引の対象となっても、それ自身が使用価値をもたないもの、すなわち交換価値が単に形式のみにある形式的商品は、商品学上の商品の範疇に入らない」とする見解がある。こうなると、金融商品の中には商品の範疇から除外されるものもある²⁹。

つまり、保険を考える際には、保険が商品であることを常に前提として考える必要はないのである。もちろん、保険企業として経営戦略やマーケティングを検討する際に、保険を商品とみなすことに反対しているわけではない。ただ消費者に対する保険の説明としては、商品であることに縛られる必要は無いはずである。むしろ保険を商品とみなさないほうが理解されやすいのではないか。「補償を買う」というよりはリスク分担からする説明により、「保険という制度に加入する」と伝えるほうが、保険料と保険にとり不可欠な危険団体の存在とを結びつけている点でより理解しやすいのではないか。自分に対して何も支払われない場合があることを理解するのは難しくない。保険をあえて商品とみなさずに検討することも必要だろう。

このように考えると、まず掛け捨てという誤解を防ぐためには、多数の者が集まる、「リスク分担の制度」であるということこそ、消費者に伝えねばならないことといえるだろう。それが伝えられれば、非難の多い掛け捨てが誤りであることがわかる。前述した保険の定義をみても、いずれも表現は違うものの、リスク分担であることが示されていた。他にも保険の最も重要な要素として、このことを示す見解は多い³⁰。逆に、このリスク分担の制度であることを抜きにしては保険を説明することはできない。これが保険概念にとり不可欠な条件といえるのではないか。

結びにかえて

²⁶ 例えば、石井[1993], pp.55-58.

²⁷ 1997年の論説では、「つい最近まで、商品学は研究対象を有形財・可動財に限定し、サービスを除外してきた」ことが指摘されている。野本 [1997], p.57.

²⁸ 水野[1987]『商品学読本（第2版）』, p.18.

²⁹ 小西[1973], p.15.なお改訂版の1刷は1973年だが、参照した改訂32刷は2000年に発行されている。

³⁰ 岡田[1995]p.159, 古瀬[2006]p.6.

【平成 21 年度日本保険学会大会】

共通論題「保険概念の再検討」

レジュメ：安井敏晃

以上、保険に対する掛け捨てという表現をもとに、保険概念のなかで、コアとなる不可欠な条件について考えてみた。しかしながら、保険という複雑な概念を説明するのに、これだけで十分であると主張するつもりはない。例えば、近代保険として不可欠な条件である、保険料が前払い確定保険料方式によるものことを伝えてはいない。この表現だけで、保険を十分に説明できるわけではない。そのため、正確に伝えられるだけの時間や紙幅に余裕があるなら、さらに展開していく必要がある。

しかしながら、消費者に対する保険教育として、まず最初の段階で誤りなく保険をイメージさせるためには、この多数の者が集まり相互にリスクを分担する制度であることを理解させる必要があるだろう。これだけでも、巷間にあふれる誤解を防ぐことになるのではないか。

参考文献

石井淳蔵[1993]『マーケティングの神話』日本経済新聞社。

今井薫[2000]「イタリア保険法における『企業説』の変遷・ヴィヴァンテ説からファネッリ説へ」『京都産業大学法学』第 34 卷 1.2 合併号, pp.1-42.

印南博吉[1967]『新訂保険経済』白桃書房。

大林良一[1979]『保険理論第三版』春秋社。

岡田豊基[1995]「保険本質論の法的再検討」『神戸学院法学』第 25 卷第 1 号,pp.109-167.

岡田太[2007]「第 3 章保険の構造と特徴」下和田功編『はじめて学ぶリスクと保険[改訂版]』有斐閣。

片木進[2002]「米国における金融教育とその有効性」『流通科学大論集・経済・経営情報編』第 11 卷第 1 号, pp.125-135.

川村雄介[2004]「わが国における金融教育の意義と課題」『地銀協月報』 534 号,pp.2-9.

木村栄一・近見正彦・安井信夫・黒田泰行[1993]『保険入門』, 有斐閣。

小島昌太郎[1943]『保険学総論』日本評論社

小西義雄[1973]『商品学—理論と対象—[改訂版]』中央経済社。

近藤文二[1963]『社会保険』岩波書店。

高木秀卓・中西宏紀『損害保険読本（第 4 版）』東洋経済新報社。

高月昭年[2004]「アメリカの金融教育—なぜ金融と教育がドッキングするのか」『地銀協月報』 534 号,pp.10-21.

武田久義[2009]『リスク・保障・保険』成文堂。

田村祐一郎[2006]『掛け捨て嫌いの保険思想・文化と保険』千倉書房。

野本 茂[1997]「サービス・マーケティングの経営教育」『日本経営教育学会全国研究大会研究報告集』35(1),pp. 57-60.

古瀬政敏[2006]「保険業法上の保険業と保険デリバティブ」『生命保険論集』第 156 号, pp.1-53.

【平成 21 年度日本保険学会大会】

共通論題「保険概念の再検討」

レジュメ：安井敏晃

堀田一吉 2009 「保険教育の対象と範囲」『学校教育における保険教育の現状と展望』生命保険文化センター, pp.3-18.

松浦茂,佐野誠[2003]『損害保険市場論 改訂版』損害保険事業総合研究所.

水島一也[2006]『現代保険経済 (第 8 版)』千倉書房.

水野良象[1987]『商品学読本 (第 2 版)』東洋経済新報社.

村田敏一[2008]「保険の意義と保険契約の種類, 他法との関係」『新しい保険法の理論と実務』[別冊金融・商事判例]経済法令研究会, pp.28-39.

山下友信[2009]「保険の意義と保険契約の種類-定額現物給付概念について」『保険法改正の論点』法律文化社, pp.3-20.

吉澤卓哉[2006]『保険の仕組み』千倉書房.

Vaughan, Emmett J. and Therese M. Vaughan [1995], *Essentials of Insurance: A Risk Management Perspective*, John Wiley and Sons.